

記号		g-2
区分	大分類	漁業作業者
	中分類	
	小分類	
解説		海洋・河川・湖沼などの水域において、自然繁殖している水産動植物(両生類を含む)を採捕する仕事、人工的に水産動植物を育成、収獲する仕事、及びその他の漁業・漁業類似の仕事並びにこれらに関連する仕事に従事するものをいう。
補足		新卒で漁業協同組合に「総合職」「一般事務職」として採用された場合は、[c 事務従事者]に該当する。
業種例		漁船の船頭;潜水漁夫;捕鯨船船長;トロール漁船船長;漁船航海士;漁船機関長;漁船機関士;かき採取作業員;魚介養殖作業員;金魚養殖作業員;漁場監視員;ごかい取り

業種一覧にもどる